

浄化槽管理者の方へ

浄化槽を長期間使用しない場合、

# 使用休止の届出

の提出をお願いします。

Q. 届出をしなくても、使用を休止した状態ではダメなの？

A. 使用休止の届出は任意ですが、届け出た浄化槽については、**保守点検・清掃と法定検査の義務が免除**されます。

※言い換えると、休止の届出がない浄化槽は、たとえ使用していない状態でも浄化槽の管理義務がある、ということです。

Q. 休止の届出は以前からあったが、変わった点は何？

A. 浄化槽法が改正され、法律上の手続きとして定められました。  
休止前の清掃方法は、**通常**の清掃とは異なるため、**事前に清掃業者とよく相談してください。**

Q. 届出に必要な手続きは？

A. 浄化槽の休止前に**清掃**が必要です。  
清掃業者に連絡して、清掃を実施してください。  
その後、市に**使用休止届**を提出してください。  
※**使用休止届出には、清掃記録の添付が必要です。**



Q. 「休止届」が必要な休止期間の目安はあるの？

A. **標準的な休止期間の目安は「1年以上」と**されています。  
(例えば、「月1回程度は使用している」場合は「休止」に該当しません。  
通常通り、保守点検・清掃及び法定検査を実施してください。)

Q. 使用を再開する場合の手続きは？

A. 保守点検業者に使用再開する旨連絡するとともに、  
市には**使用再開届**を提出してください。



問い合わせ先 倉敷市環境政策部環境衛生課  
合併浄化槽設置推進室 TEL 086-426-3583 FAX 086-426-6050

(裏面に、倉敷市内の保守点検業者と清掃業者の連絡先を記載しています)

